

札幌市子ども・子育て会議 児童福祉部会

会 議 錄

日 時：2025年8月26日（火）午前9時開会
場 所：オンライン（Zoom利用）

1. 開 会

○事務局（二渡子ども企画課長） ただいまより、令和7年度第1回札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会を開催いたします。

本日、会議冒頭の進行を務めます子ども未来局子ども企画課の二渡でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議事に入る前に、委員の皆様に4点ご連絡いたします。

まず、1点目は、会議の公開についてです。

この会議は、札幌市情報公開条例第21条に基づき、公開で実施することとしており、会場に傍聴席を設けております。なお、議題3及び議題4につきましては、その審議内容から非公開とさせていただきたく、後ほど皆様にお諮りさせていただきます。

2点目は、委員の皆様の出席状況についてです。

本日、斎藤委員、三好委員から欠席のご連絡をいただきており、8名にご出席をいただいていることから、定足数に達していることを報告いたします。

3点目は、本日の資料についてです。

資料につきましては、あらかじめ委員の皆様に郵送しておりますので、お手元の資料をご確認いただければと思います。

最後に、会議の注意事項でございます。

本日、オンラインでご参加の皆様におかれましては、ご発言される場合以外はマイクをミュートにしていただきますようお願いいたします。ご発言される場合は、Zoomのアクションボタンから手を挙げるを選択していただければ、事務局で指名いたしますので、ミュートを外してご発言ください。

それでは、審議に移らせていただきます。

ここからの進行は、加藤部会長にお願いいたします。

2. 議 事

○加藤部会長 おはようございます。北海道大学の加藤です。本日はよろしくお願いします。では、議題に入りたいと思います。

一つ目の子ども虐待防止に係る人材育成の取組等について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（二渡子ども企画課長） 私から、議題1の子ども虐待防止に係る人材育成の取組等についてご報告をさせていただきます。

札幌市では、令和2年4月に設置した児童虐待防止対策推進本部会議において、毎年度、検証報告書の提言に対する各部局の取組状況を報告しておりますが、その内容につきましては本部会後に開催する児童福祉部会に報告することとなっております。

今回の報告内容は大きく2点です。

1点目は、令和元年及び令和3年の死亡事例に係る検証報告書等を踏まえた取組について、

2点目は、人材育成ビジョンに基づく取組についてです。

資料1-1及び資料1-2は、その概要をまとめたものになります。

なお、この報告内容につきましては、例年、本部会議で報告した内容を基に資料を作成しており、同会議における本部長からの指示事項については資料1-3になっております。

それでは、資料1-1をご覧ください。

こちらには、検証報告書の提言ごとに直近2年の取組結果と令和7年度以降の取組内容について記載しております。時間も限られておりますので、主な項目を抜粋してご説明させていただきます。

なお、資料では説明する項目を黄色の網かけにしておりますので、ご確認いただければと思います。

最初に、提言1の区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性についてです。

取組方針アの子ども家庭総合支援拠点を整備するなど、区を単位とした相談支援体制を整え、妊娠期から出産・育児まで切れ目のない支援を行うでは、2段目に記載のとおり、今年度までに母子保健機能と児童福祉機能の調整を担うおやこ支援担当係長を6区に配置し、一体的な支

援を推進してまいりました。

今後は、配置区の効果を整理し、配置拡大を検討してまいります。

続いて、4ページの取組方針エの子どもと関わる機関や地域の支援団体とのつながりを深め、顔の見える関係性を構築し、地域全体で子どもを重層的に見守る環境を整えるについてです。

2段目に記載のとおり、これまで、養育を支援することが特に必要と認める家庭等に対し、家事・育児支援を行うヘルパーを派遣し、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐことを目的としている養育支援派遣事業を実施してきたところですが、児童福祉法改正により新設された子育て世帯訪問支援事業へ移行し、委託事業者は3事業者から6事業者に拡大し、支援を必要とする世帯にサービスを提供することができました。

今後は、より多くの世帯に柔軟にサービスを提供できるよう、受託者拡大に向けて調整を進めてまいります。

続いて、ページを飛びまして14ページの提言3のアセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性についてです。

取組方針オの切れ目のない支援を行うとともに、ニーズやリスクの変化に対応した適切な進行管理を徹底するでは、2段目に記載のとおり、令和5年度に伴走型相談支援事業を開始し、妊娠期アンケートによるニーズ把握と支援強化を図りました。令和6年度からは、ハイリスク支援対象者の種別を整理したほか、おやこ支援担当係長のマネジメントにより、ハイリスク支援が充実されるよう、マニュアルを作成しました。さらに、産後ケア事業を拡充し、訪問型を開始したほか、訪問型については対象年齢を広げ、多様なニーズに対応できるようにしております。

引き続き、関係機関との連携、支援ニーズに応じた切れ目のない支援の充実を図るため、令和7年度より制度化する妊婦等包括相談支援事業の実施体制や対象について検討を続けてまいります。

続いて、15ページの提言4の児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性についてです。

取組方針アの介入と支援に対応した調査体制を強化するとともに、専門性を生かした体制の構築を図るでは、北海道警察からの派遣について、令和6年度から職位を上げ、課長職を受け入れるとともに、本市からも課長職を派遣し、相互派遣としております。

東部児童相談所の開設を見据え、引き続き、各職員の専門性を生かすことができるよう、弁護士職や警察職の効率的な勤務体制などについて検討を行ってまいります。

続いて、17ページの取組方針ウの休日・平日夜間時の通告に対する調査実施体制を強化するでは、東部児童相談所との2所体制に備えた調査実施体制について、所内プロジェクトチームにより検討を行ってまいりました。

引き続き、2所体制下での調査実施体制を維持しながら、養護相談にも対応できる職員配置や2所間の連絡体制、マニュアル作成について検討してまいります。

最後に、ページを飛びまして23ページの提言6の思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性についてです。

取組方針アの10代後半の女性にみられる諸課題に対応した、新たな支援の枠組みを構築するでは、1段目に記載のとおり、夜回りやSNSパトロールなどのアウトリーチ型支援、一時的な宿泊場所の提供、自立支援を行う事業を実施し、事業周知にも努めてまいりました。

今後も、地下鉄構内の女性用トイレ及びユニバーサルトイレに事業周知のためのステッカーを貼るなど、効果的な広報活動に取り組んでまいります。

また、その下に記載のとおり、令和6年度から妊娠SOS相談事業を開始し、妊娠葛藤を抱える若年の方などへの相談や居場所支援などの新体制を構築しました。この取組を継続するとともに、居場所支援の拡充についても支援を行ってまいります。

資料1-1の説明は以上です。

続きまして、資料1-2の子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョンに基づく令和5年度から令和6年度の取組結果と令和7年度以降の取組内容についてです。

こちらも、黄色の網かけの主な項目について説明をいたします。

最初に、1ページの大分類1の職員育成ビジョンの職員への周知や浸透・定着のための取組

についてです。

このうち、⑧では、職員育成ビジョンのイラスト版について、具体的な支援場面において職員が取るべき実践例を新たに示した第2版を策定し、全職員への普及啓発を実施しております。

続いて、2ページの大分類2の職員育成ビジョンを反映させた個別の育成方針における取組についてです。

このうち、③では、保育士の育成について見直しを図り、専門性の強化と保育の質の向上を図るため、職員育成ビジョンの視点及び様々なジョブローテーションを踏まえた札幌市保育士人材育成方針を令和7年3月に策定し、これに基づいた取組を実施しております。

また、その下の⑤では、児童相談所及び区家庭児童支援相談室の職員の育成方針について、職員育成ビジョンや福祉コース育成方針などを踏まえ、令和7年3月に札幌市児童相談係員人材育成方針を改正し、当該方針に基づいた取組を実施しております。

資料1－2の説明は以上です。

なお、冒頭にご説明したとおり、この内容につきましては令和7年3月に開催しました札幌市児童虐待防止対策推進本部会議でも報告しております、本部長である秋元市長からは資料1－3のとおり指示を出されているところです。

議題1に関する説明は以上です。

○加藤部会長 それでは、委員の方からの質問を受け付けたいと思います。

ご意見などがあればお願ひいたします。

○北川委員 2の職員育成ビジョンを反映させた個別の育成方針における取組③の保育士育成人材育成方針について質問です。

札幌市の中ですごく信頼されているさっぽ・こども広場の保育士たちの専門性が高く、障がいのある子どものお母さんの入り口やメンタルヘルスケア、子どもの専門性のある発達支援をこれまでしてきたと思います。そういうあたりも含めた入り口の発達支援の専門性もこの中に入っているのでしょうか。

○事務局（二渡子ども企画課長） さっぽ・こども広場の保育士職員における発達支援の専門性の確保についてというご質問かと思います。

札幌市では、これまで児童相談所の中に所属していましたさっぽ・こども広場の機能につきまして、本年度から子育て支援部に移管しております。児相の中ではなく、各区の札幌市保育・子育て支援センター、通称・ちあふるが発達支援の相談窓口になるように子育て支援部に移管しました。

今後、保育士の発達支援の相談についても専門性を高めていきたいと考えております。

○北川委員 児相ではなく、各区の相談窓口になったということですけれども、結構ベテランの保育士が多くて、その後の引継ぎも児童発達のほうでは非常に信頼性が高かったので、これから若い人が発達に心配のある子やお母さんへの支援を丁寧に寄り添ってやっていけるような体制を、今後、各区の相談窓口になっても整えてほしいと思います。よろしくお願ひします。

○加藤部会長 ほかの委員の方からご質問やご意見はありますか。

私から一つお聞きします。

今回の事例に関しては、報告書を読ませていただくと、伴走型相談支援が結構重要な役割を果たすのではないかと思います。伴走型相談支援が開始されたということですけれども、今、活動状況としてはかなり利用されているのでしょうか、それとも、まだ始まったばかりという感じなのでしょうか、教えてもらえたならありがとうございます。

○事務局（宮本児童相談所長） 資料の中にある伴走型相談支援につきましては、母子保健領域での事業になるので、児童相談所からの説明は難しいところです。

伴走型支援事業ではなく、通常の相談支援につきましては、これまで、各担当の児童福祉司や児童心理司がそれぞれのお子さんの状況や家庭の状況に合わせて丁寧な支援に努めているところです。

○加藤部会長 私が知りたかったのは利用状況で、どれぐらい相談件数があつて稼働しているのかということです。今後の取組の効果検証などにも関わってくると思いますので、できればそういう数字があるとありがたいと思いました。

ほかにご意見やご質問はございませんか。

○北川委員 質問です。

まず、虐待予防の一丁目一番地ということで、こども家庭センターのサポートプランが支援が必要な家庭につくられていると思うのですけれども、今、札幌市こども家庭センターのサポートプランはどういう状況なのでしょうか。

次に、国が出している虐待防止のための家庭支援事業についてです。

今日、説明があったのは子育て世帯訪問支援事業だけなのですけれども、ショートステイや児童育成支援拠点事業など、国が出しているものは札幌市として今はどのような状況で、今後どんなふうに考えるか、教えていただけますか。

○事務局（渡邊地域連携課長） 親子支援センターサポートプランに関して、月の件数は手元にないのですが、おやこ支援担当係長を昨年度は3区、今年度は6区に拡大した中で研修などを行っておりまして、サポートプランの作成については各区で順次活用されていると考えております。

○北川委員 こども家庭庁で出している家庭支援事業、要するに、施設に入らないように地域の親子を支える事業が六つあるのですが、自治体でやるところはそんなになくて国としても困っているようなことを聞いたのです。

札幌市としては、子育て世帯訪問支援事業は使っていると聞いたのですが、ほかの事業に関してはいかがでしょうか。

○事務局（渡邊地域連携課長） 子育て世帯訪問支援事業については、今年度、実施事業者の拡大を進める方向であります、今後、支援が必要な世帯への訪問は拡大していくと考えているところです。そのほかの事業につきましては、財政的なものもありますので、必要性等を判断した上で検討を進めてまいりたいと考えております。

○北川委員 子育て短期支援事業は里親などをを利用して進めてくださっていますね。そのほかの事業もよろしくお願ひします。

○事務局（宮本児童相談所長） 補足です。

親子関係の構築の事業につきましては、アンガーマネジメントやお子さんのよいところを引き出していくという関わり方のプログラムなどがあるのですが、児童心理司がこの家庭には必要だなど判断して、親御さんもそれを望む事例につきましては、児童相談所の中で支援をしているところです。

最初にありましたこども家庭センターでのサポートプランにつきましては、対象者の方と一緒にプランを立てるという特徴があります。その中で、保護者の方自身が自分がこれから地域で子育てをしていく上でどういったところに留意していかなければいけないのか、あるいは、どういう支援を受けるともっと子育てしやすくなるのか、サポートする側が職員と一緒に考えながらつくっていけるということで、課題が明確化しやすく、また、実効性が高いプランになっているのではないかと思っております。

○北川委員 サポートプランだけになっている自治体もあると聞いていたので、今の宮本所長のお答えと一緒に立てるとか、親御さんとの対話の機会をつくることは大事だと思って、非常にいいやり方をしているなど安心しました。

親子関係は、児相を中心にやっていくということでしょうか。

○事務局（宮本児童相談所長） 今のところは所内でやっているのですけれども、これからどういう展開をしていくかは検討課題だと認識しています。

○加藤部会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○加藤部会長 それでは、各委員から出たご意見を基に、今後も子ども虐待防止に向けた取組を進めていってください。

議題1は終了とさせていただいて、次の議題に移ります。

議題2の第3次児童相談体制強化プランについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（渡邊地域連携課長） 児童相談所地域連携課長の渡邊と申します。

初めに、資料を確認させていただきます。

第3次児童相談体制強化プランについてと別紙の第3次児童相談体制強化プランの進捗状況の2点の資料を配付しております。

それでは、説明に入ります。

現プランは、令和2年度から昨年度末までを計画期間として策定し、これまで取組を進めてまいりましたが、次期プランの策定検討の間、現プランの計画期間を延長することについてご審議をお願いしたいと考えております。

それでは、資料2の第3次児童相談体制強化プランについてをご覧ください。

まず、これまでの経緯についてです。

第2次児童相談体制強化プランによる平成31年度までの取組後、令和元年6月の児童虐待死亡事案の検証報告等への対応のため、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした第3次児童相談体制強化プランを令和3年度に策定しております。

これまで、現プランに基づく体制強化に取り組み、東部児童相談所の開設も進めてまいりました。

(2)の現プランの位置づけについては、図で示しているように、札幌市の総合計画であるまちづくり戦略ビジョンの個別計画の一つであり、本市の子ども施策の総合計画であるさっぽろ子ども未来プランや北海道の計画との整合性を図りながら取組を進めることとしておりました。

次に、2の関連計画の状況についてです。

さっぽろ子ども未来プランに関しては、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第5次さっぽろ子ども未来プランを策定しております。

北海道の計画については、国の通知に基づき、北海道全体の社会的養育推進計画という位置づけで、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする北海道こども計画が策定されております。そのほか、国においては、児童相談所や市町村の体制強化、児童虐待防止対策をさらに進めていくため、令和5年度から令和8年度までを計画期間とした新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランが令和4年12月に策定されております。

続いて、3の本市における児童相談体制に関する現状及び課題等についてです。

まず、現プランの取組結果について、令和7年3月末時点の進捗状況を別紙資料にまとめましたので、そちらをご覧ください。

現プランで定めた五つの大項目とそれらに基づく取組内容の進捗状況、今後の予定を記載しており、一番右側の評価区分には児童相談所の自己評価を記載しております。

本日は時間に限りがありますので、令和4年度の中間評価後、さらに取組の拡充、推進を図ってきた項目のうち、幾つかをご説明いたします。

まず、大項目1の子どもの権利擁護についてです。

(3)の子どもの意見を聞く場の設定やアドボケイト制度の検討を行い、令和6年度に児童養護施設で生活している児童を対象に意見表明支援員を派遣する事業を開始したところであり、引き続き権利擁護に関する取組を継続してまいります。

続いて、大項目2の地域における相談支援体制の強化についてです。

(2)の各区における児童相談支援体制の強化では、令和6年度から各区健康・こども課をこども家庭センターと位置づけ、現時点で6区に専任の統括支援員であるおやこ支援担当係長を配置しております。また、児童相談所内の研修への区職員の参加なども行っており、今後も区職員の専門性の強化と支援水準の向上に努めてまいります。

続いて、大項目3の専門的相談支援体制の評価についてです。

(1)の児童福祉司など専門職員の計画的な配置では、児童福祉司及び児童心理司の増員のほか、医師、保健師の配置を継続するとともに、法務専門官として児童相談所に常勤の弁護士を配置してきたところです。また、(2)の介入と支援に対応した体制の確立については、令和6年度から道警との相互派遣を開始し、連携を強化しているところです。

そのほか、(4)の専門的な力量を持つ職員を採用、育成、配置できるキャリア形成や体制、

(5)の体系的な研修の計画と実施、その四つ下の(9)の検証報告書の提言への取組に対する評価などの取組を進めておりますが、先ほどの議題1と重複しますので、内容の説明は省略いたします。

続いて、大項目4の個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実についてです。

(1)の里親委託と里親支援の推進では、戦略的なリクルートやマッチング等の支援により、

令和6年度の里親委託率は42.1%と目標の38%を上回りました。また、民間フォスター・アーリング機関の設置について、令和7年度から1か所を里親支援センターに移行するとともに、他のフォスター・アーリング機関の体制強化を図っているところです。

(5) の母子生活支援施設の活用に向けた連携強化については、令和5年度にご審議をいただき、札幌市における母子生活支援施設の目指すべき方向性についてを策定し、母子生活支援施設の改築や専門職の配置による施設の機能強化、出産前後において困難を抱える妊婦への支援などを実施しているところです。

続いて、大項目5の関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化についてです。

(2) の関係機関と連携した支援の体制では、区の要対協代表者会議の構成員に障がい児支援機関を位置づけ、連携を強化しており、引き続き、合同研修の開催等により関係機関との連携した支援体制を構築してまいります。

そのほか、(3) のDV相談窓口との連携強化では男女共同参画課や関係機関との合同ケースカンファレンスや研修会への参加、(4) の思春期・若年期の女性への支援のあり方の調査・検討及び取組の実施ではSNSを活用したアウトリーチ支援などの事業を開始し、継続しているところです。

元の資料の説明に戻ります。

3の(2)の児童相談体制に関する現状及び課題についてです。

グラフで示したように、児童相談所における相談受理件数、虐待相談対応件数は高止まりが続いているとあります。

下の表は、東部児童相談所開設後における札幌市児童相談所と東部児童相談所の管轄人口を示しております。

法令において、児童相談所の管轄区域内の人口は基本としておおむね50万人以下とすべきと規定されていますが、東部児童相談所の開設後も札幌市児童相談所の管轄区域の人口は約130万人であり、法令の基準を上回る状況にあります。

そのため、より効果的かつ適正なマネジメントを図ることを目的として、令和7年度から、札幌市児童相談所長の職責の一部を分担する北部担当部長を設置し、北区及び東区を管轄しております。

東部児童相談所の開設効果の検証と併せて北部担当部長の設置効果も検証し、児童相談体制のさらなる強化に向けた検討を行う必要があると考えております。

なお、今年度、本市において2回目となる児童相談所及び一時保護所の第三者評価を受審中のため、これらの効果については第三者評価においても検証が行われる予定です。

最後に、本日審議していただきます4の現プランの計画期間延長及び次期プランの策定検討についてです。

次期プランの策定に当たっては、上記の第三者評価の受審結果や、9月22日に移転、開設する東部児童相談所の効果等の検証を踏まえて検証していく必要があるため、次期強化プランの策定検討までの令和7年度から令和8年度の2年間、現プランの計画期間を延長したいと考えております。

なお、延長期間においては、現プランの取組に加え、地域における相談支援体制の強化及び専門的相談支援体制の強化を補強する取組として、児童相談所定例会議への区職員の参加、児童相談所緊急対応課における区職員の実地研修、区健康・子ども課における児童相談所職員の母子保健業務に関する実地研修などの児童虐待防止に係る区の職員の実践力強化に向けた取組を実施していきたいと考えております。

資料の説明は以上です。

次期プランの策定検討までの間、現プランの計画期間を延長することについてご審議をお願いいたします。

○加藤部会長 今の説明に基づいてご議論をお願いしたいと思います。

委員の方々からご意見はございませんか。

○北川委員 審議事項である延長に関しては賛成です。ただ、質問と意見が一つずつあります。

まず、こういうふうに進んでいくと思うのですけれども、東部児童相談所の開設効果検証があつて、次があるということですが、開設の効果検証とは一体どういうものなのか教えてい

ただきたいです。

もう一つは、進捗状況の4ページ、5ページの里親支援センターに関してです。

私は里親会の立場で出でているので申し上げるのですが、今、里親支援を各区割で分担していますけれども、そこが出ないように、支援が充実するように、今、二つあるフォースタッキングもぜひセンターにしていただくよう、強く推し進めてほしいなという意見です。

一つ目の質問について、よろしくお願ひします。

○事務局（渡邊地域連携課長） 東部児童相談所の開設の効果検証については、まず、マネジメントの部分で組織が分かれたことでの意思決定と業務の進めやすさというところの検証があろうかと思います。それから、実際に移転、開設した場合に場所が替わるということで、実際の地域との距離、来所のしやすさ、相談のしやすさ、こちらからの訪問のしやすさ、それから、地域の関係機関との結びつきをこれから進めていきますので、そういったところを見極めていきたいと思っております。

○北川委員 人口比でいくと、二つできても一手元の数字を見てびっくりしたのですが、相談のしやすさという意味では、一つより二つのほうが絶対いいですし、地域とのつながりもできやすく、関係機関との連携もしやすいので、検証しなくても分かるのではないかと思うぐらいです。

市民の立場に立つと、地域に近いところというのは、相談しやすいですし、いいことだと思うので、ぜひ増やす方向でお願いします。

○加藤部会長 ほかにいかがでしょうか。

補足で質問です。

先ほど北川委員から出たとおり、東部児童相談所が開設した後も法令上の50万人以下に一つ設置すべきというところがクリアされないということですけれども、これは法律的にさらに考えていかなければいけないのですか。それとも、東部児童相談所の開設を待ってその効果を見て、これ以上増やさないという決断もあり得るのですか。

「すべき」と書いてあるので、さらに増やすべき議論をしているのかと思ったのですけれども、その辺についてのご見解があれば教えていただけるとありがたいと思います。

○事務局（渡邊地域連携課長） 相談のしやすさや人口に対する規模で言えば、国の通知にあるおおむね50万人というところと比べると、引き続き、札幌市児童相談所で130万人ということで、これは国が示す基準に対しての2倍以上でして、ここに関しては、できることならあったほうが望ましい状況であると思っております。

ただ、実際に東部児童相談所ができたときの効果を見た上で、その実証に基づいて議論を進めていきたいと思っております。

○加藤部会長 いずれにしても望ましいということは確認しておいたほうがいいのではないかと思ったので、質問させていただきました。

この議題は審議事項になりますので、先ほどの北川委員からの効果を何をもって検証するかという話は、修正をする必要があるという理解でしょうか。東部児童相談所の効果を検証するに当たって、こういう効果指標で検討していくということは、原案を修正する必要はないという理解でいいのでしょうか。

○北川委員 はい、大丈夫です。

○加藤部会長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○加藤部会長 それでは、原案のとおり第3次児童相談体制強化プランの計画期間を延長するということでおろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○加藤部会長 決定事項ということで進めたいと思います。

それでは、議題2を終了いたします。

○事務局（二渡子ども企画課長） 先ほど、議題1のときに部会長から伴走型支援事業の実績についてご質問をいただきましたが、所管の課長が同席していなかったために説明が不十分でしたので、改めて所管の課長からご説明をさせていただきたいと思います。

○事務局（石川母子保健担当課長） 母子保健担当課長の石川と申します。お時間をいただき、ありがとうございます。

伴走型相談支援については、令和5年から開始したものでございます。経済的な支援と一体的に、妊娠6か月頃のアンケートで不安なことを聞き取り、妊婦訪問を強化するという試みでした。

妊婦アンケートについては、妊娠6か月頃に実施しているのですけれども、妊婦のうち約三、四割の方が回答してくださっています。全員ではございません。

その三、四割の方に対してどんなことを聞いているかといいますと、妊婦健診を受診しているか、出産する医療機関は決まっているか、サポートする家族はいるかなどです。私たちは、病院が決まっていない、サポート体制がない方をリスクの高い方と認識しまして、約70人の方のリスク高い方がいらっしゃるものですから、その方に対しては、区役所の健康・子ども課の保健師や母子保健相談員が電話や訪問などによる支援を行っております。

妊婦訪問につきましても、かつては初妊婦だけが対象でしたけれども、2人目の妊婦も対象に行いまして、初妊婦の方は7割以上の方が訪問を受けていますし、2人目以降の妊婦の方は約1割の方が訪問を受けているという実態です。

○加藤部会長 この件について補足で質問がある委員はいらっしゃいますか。

（「なし」と発言する者あり）

○加藤部会長 それでは、進行を戻します。

議題2が終了になりました。

ここで、5分程度の休憩に入らせていただきます。

[休 憇]

○加藤部会長 時間になりましたので、再開します。

冒頭、事務局から説明があったとおり、議題3と議題4の審議を非公開にすることについて、事務局から趣旨の説明をお願いします。

○事務局（浅田施設運営課長） 札幌市子ども未来局施設運営課長の浅田です。どうぞよろしくお願いいたします。

議題3の私立認可保育所における幼児死亡事故に係る検証報告書について、非公開とする理由について説明いたします。

本件については、札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会に検証ワーキンググループを設置し、検証を進めてきたところです。

検証ワーキンググループは附属機関の会議となることから、原則として公開すべきものではございますが、次の理由から、令和7年1月30日に開催された第1回検証ワーキンググループにおいて、検証が完了するまで非公開とすることを決定しました。

一つ目は、死亡事案の検証に際しては、前提として、死亡した児童やその保護者、保育所における職員個人を特定した上で当該個人の対応等に関わる内容を取り扱うことになるため、二つ目は、検証ワーキンググループでの議論の過程が公開されることにより、適切な結論を得るために必要な率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるためです。

本日の議事も検証の一環であることから、これまでの検証ワーキンググループを非公開とした趣旨に鑑み、非公開とすべきものと考えます。

私からは以上になります。

○事務局（湯谷家庭支援課長） 児童相談所家庭支援課長の湯谷と申します。

私から、議題4について、非公開とする理由についてご説明させていただきます。

議題4の里親の認定については、公平かつ中立な審議を担保し、個人情報及びプライバシーを保護する観点から非公開で行うべきものと考えているところです。

なお、非公開の審議が決定した際には、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第6条第1項第5号に基づき、審議内容について守秘義務を負うことになります。これは、委員の職を退いた後も同様となりますので、よろしくお願ひいたします。

私からの説明は以上です。

○加藤部会長 ただいま事務局から説明がありましたが、議題3と議題4を非公開にすることについて、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○加藤部会長 それでは、以降の審議は非公開といたしますので、現地で傍聴されている皆様はご退室いただきますよう、お願ひいたします。

〔録音停止〕